

地方税法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対象条文（傍線の部分は改正部分）

第二条による改正（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第三十六号））

改 正 案	現 行
<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第八条第一号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十三条第一項」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十三条第一項」に改め、同条第二号中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項」に改め、同条第三号中「第八十条第一項」を「第四十七条又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第八十条第一項」に改め、同条第七号中「第五十五条の三第一項の規定によつて認可を受けた工事実施計画において」を「第三十八条第一項若しくは第</p>	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第八条第一号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十三条第一項」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十三条第一項」に改め、同条第二号中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項」に改め、同条第三号中「第八十条第一項」を「第四十七条又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第八十条第一項」に改め、同条第七号中「第五十五条の三第一項の規定によつて認可を受けた工事実施計画において」を「第三十八条第一項若しくは第</p>

四十三条第一項の許可を受けて設置する」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法施行規則附則第三条の二十（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十一（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十二（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十三（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十四（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十六（見出しを含む）の改正規定並びに同規則附則第四条及び第八条第一号から第三号までの改正規定並びに附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（「第十二項」を「第十三項」に改める部分に限る。）に限る。）農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日

三 略

四十三条第一項の許可を受けて設置する」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法施行規則附則第三条の二十（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十一（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十二（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十三（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十四（見出しを含む）の改正規定、同規則附則第三条の二十六（見出しを含む）の改正規定並びに同規則附則第四条及び第八条第一号から第三号までの改正規定並びに附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（「第十二項」を「第十三項」に改める部分に限る。）に限る。）農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

三 略